

安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例

安芸高田市給食センター設置条例(平成 22 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 安芸高田市立学校設置条例(平成 16 年安芸高田市条例第 180 号)に規定する小学校及び中学校の給食並びに同条例に規定する幼稚園、安芸高田市保育所条例(平成 16 年安芸高田市条例第 89 号)に規定する保育所及び安芸高田市認定こども園設置及び管理条例(平成 31 年安</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 安芸高田市立学校設置条例(平成 16 年安芸高田市条例第 180 号)に規定する小学校、中学校及び幼稚園の給食並びに安芸高田市保育所条例(平成 16 年安芸高田市条例第 89 号)に規定する保育所</p>

芸高田市条例第9号)に規定する認定こども園の食事(以下「給食」と総称する。)の調理等の業務を一括して処理する施設として、安芸高田市給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

第2条から第7条まで (略)

\_\_\_\_\_の食事(以下「給食」と総称する。)の調理等の業務を一括して処理する施設として、安芸高田市給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

第2条から第7条まで (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。